

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和元年度
計画主体	那須烏山市

那須烏山市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 那須烏山市 農政課
所在地 那須烏山市大金240番地
電話番号 0287-88-7117
FAX番号 0287-88-0572
メールアドレス nohsei@city.nasukarasuyama.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、鳥類（ハシブトガラス、ハシボソガラス、カルガモ、キジバト、ゴイサギ、カワウ、アオサギ）、ハクビシン、ニホンジカ、アライグマ、ニホンザル
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	那須烏山市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成30年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稻、雑穀、飼料作物、いも類	被害面積： 315 a 被害金額： 2,515千円
鳥類	水稻	被害面積： 70 a 被害金額： 878千円
ハクビシン	野菜	被害面積： 17 a 被害金額： 409千円
ニホンジカ	—	—
アライグマ	—	—
ニホンザル	—	—

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

イノシシについては、八溝個体群として烏山地区（特に境地区）を中心に生息していたが、近年は烏山地区全域及び南那須地区の一部（曲畑、曲田、大里、森田の各地区）にも生息が確認され生息域が拡大している。
被害の対象は餌となる農作物（収穫される春や秋に被害が多く発生）だけではなく、圃場の畦畔が崩されるなど農業施設にまで及んでいる。
鳥類については、市内全域で水稻の定植期や麦類の播種期に被害が出ている。

ハクビシンについては、市内全域に生息しており、主に春から秋にかけて農作物に被害が出ているほか、建物の屋根裏に糞尿をするなどの被害が発生している。

ニホンジカについては農業被害の発生はないが、県内における生息域が拡大していることから、関係機関と出没状況について情報共有する。

アライグマについては、被害報告は今のところ無いが、令和元年度においても交通事故死した個体が確認されており、県内他市町の動向を見極めつつ監視体制を強化する必要がある。

ニホンザルについては、群れからはなれた個体による高齢者や子供等への人身被害や生活被害が懸念されるため、関係機関と出没状況について情報共有する。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標		現状値 (平成30年度)	目標値 (令和4年度)
イノシシ被害	金額(千円)	2,515	2,263
	面積(a)	315	283
鳥類被害	金額(千円)	878	790
	面積(a)	70	60
ハクビシン被害	金額(千円)	409	368
	面積(a)	17	15

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	イノシシ及び鳥類は猟友会南那須支部に捕獲を委託。 ハクビシンは被害者に対し箱わなによる捕獲を許可。 市内の漁協が交付するカワウ捕獲報奨金に対し、市で上乘せを実施。	イノシシは農作物に対する有害獣として捕獲の許可を行っているが、捕獲の担い手の確保が難しくなっていることに加え、生息域の拡大や生息数の増加により被害が大きくなっている。 また、近年は市街地にまで出没する状況となった。
防護柵等の設置等に関	土地所有者又は耕作者が設置(購入)する電気柵に市の補助金を交付。	集落ぐるみの取組みがまだ少なく、市補助金では個人で設置する電気柵を補助対象としているため

する取組	<p>県民税事業を活用し、荒れた里山林の藪の刈り払いを行い人里との環境を整備するとともに、大木須地区の一部で交付金事業を活用し、防護柵整備を実施した。</p>	<p>、面的な整備が図られていない。</p>
------	---	------------------------

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

捕獲については、継続して猟友会と連携し進めていく。

さらに、「藪の刈り払い等の環境整備」「侵入防止柵の設置」も同時に進め、さらなる農作物の被害の軽減を図る。

被害防止対策を進めるには、集落ぐるみの取組が重要であることから、地域獣害対策リーダーの育成や集落住民の意識向上対策の実施を推進する。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

イノシシは33人、鳥類は30人（共に平成30年度）にそれぞれ従事者証の交付に併せ猟友会南那須支部に委託することにより捕獲を実施。

鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員として47名任命（平成30年度）し、ライフル銃を所持しての巻狩りを実施。

ハクビシン・アライグマは被害者に箱わなを貸与し、捕獲を実施。

ニホンジカは、市内に定着してはいないが、生息域の拡大がみられることから、関係機関と情報を共有し、出没時には鳥獣被害対策実施隊により捕獲活動を実施。

ニホンザルは、市内での生息はないが、稀に群れから離れたサルが市内に移動してくることがある。人身被害が懸念されるため、追い払いを中心に対策を講じるが、場合によっては捕獲を警察や鳥獣被害対策実施隊、猟友会、獣医師等と連携して実施。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば

添付する。

- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和2年度	イノシシ	国等の補助事業を活用し、巻狩りで使用する無線機等の購入。 鳥獣捕獲の担い手育成として、狩猟免許取得費用の一部を補助。
令和3年度	イノシシ	国等の補助事業を活用し、巻狩りで使用する無線機等の購入。 鳥獣捕獲の担い手育成として、狩猟免許取得費用の一部を補助。
令和4年度	イノシシ	国等の補助事業を活用し、巻狩りで使用する無線機等の購入。 鳥獣捕獲の担い手育成として、狩猟免許取得費用の一部を補助。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
イノシシ、鳥類及びハクビシンともに、農作物及び農業施設への被害の減少を図る観点から、これまでの実績を踏まえ計画数を設定する。 なお、カワウについては栃木県の「カワウ保護管理指針」に基づき適宜対応する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
イノシシ	300頭	300頭	300頭
ハシブトガラス	100羽	100羽	100羽
ハシボソガラス	100羽	100羽	100羽
カルガモ	200羽	200羽	200羽
キジバト	100羽	100羽	100羽
ゴイサギ	100羽	100羽	100羽
アオサギ	100羽	100羽	100羽

ハクビシン	50頭	50頭	50頭
ニホンジカ	5頭	5頭	5頭
アライグマ	5頭	5頭	5頭
ニホンザル	5頭	5頭	5頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>■イノシシ 捕獲手段：わな及び銃器による 捕獲の実施予定時期：通年（わな）、秋季（銃器） 捕獲予定場所：市内全域</p> <p>■鳥類 捕獲手段：銃器による 捕獲の実施予定時期：稲の定植時期 捕獲予定場所：市内全域 ※ カワウについては通年</p> <p>■ハクビシン・アライグマ 捕獲手段：わな 捕獲の実施予定時期：通年 捕獲予定場所：市内全域</p> <p>■ニホンジカ 捕獲手段：わな又は銃器による 捕獲の実施予定時期：出没時 捕獲予定場所：市内全域</p> <p>■ニホンザル（追い払いが基本） 捕獲手段：わな又は銃器による 捕獲の実施予定時期：出没時 捕獲予定場所：市内全域</p>

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>那須烏山市全域で行う、鳥獣被害対策実施隊による秋季巻狩り。 イノシシの止め刺し時にライフル銃を使用。</p>

(注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
イノシシ	電気柵6,000m	電気柵6,000m	電気柵6,000m

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和2年度	イノシシ	里山林整備事業による緩衝帯の整備
令和3年度	イノシシ	里山林整備事業による緩衝帯の整備
令和4年度	イノシシ	里山林整備事業による緩衝帯の整備

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

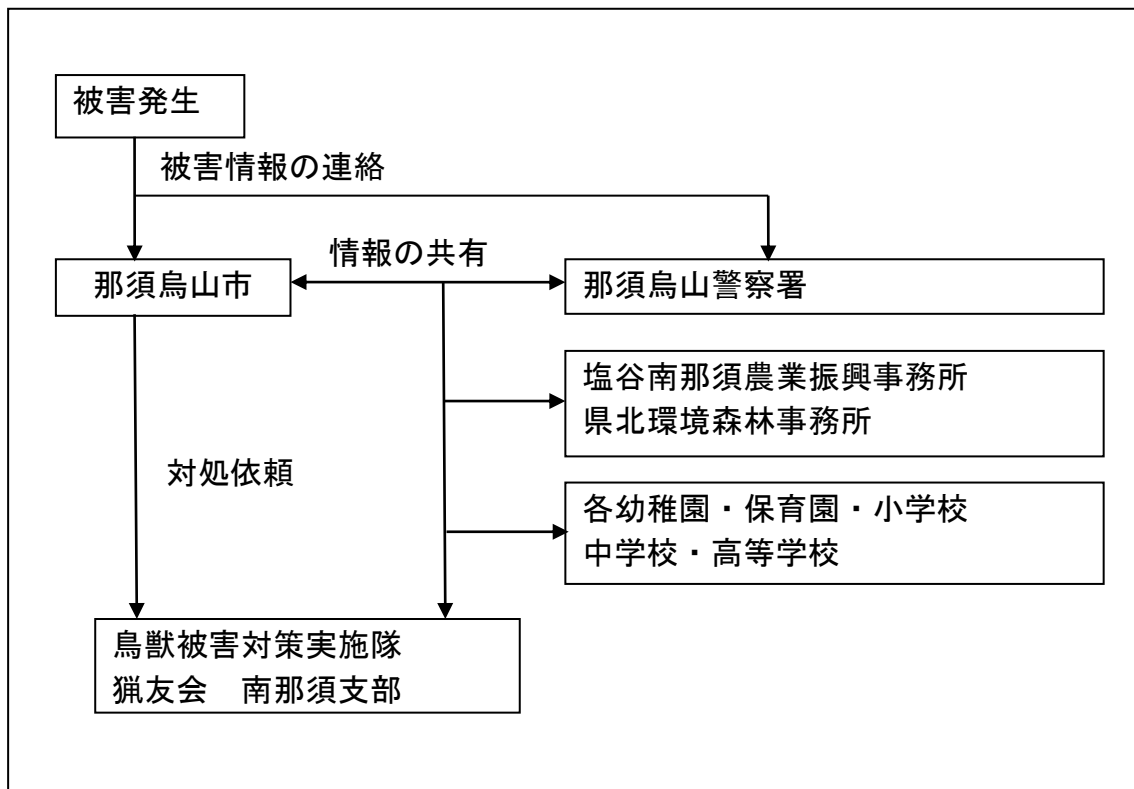
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
栃木県	効果的な捕獲、被害防止策等の指導・助言
烏山警察署	被害確認、市民の安全確保
那須烏山市	関係機関との連絡調整、市民への情報提供
那須烏山市 鳥獣被害対策実施隊	被害確認、市民への被害防除対策指導

栃木県猟友会 南那須支部 烏山分会	捕獲実施及び個体の処理
栃木県猟友会 南那須支部 南那須分会	捕獲実施及び個体の処理

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣については、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」また、同法に規定される基本指針に基づき、持ち帰りの上、速やかに焼却処理を行うことを原則とする。なお、やむを得ず埋設処理する際は、生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設処理を行うものとする。

ただしイノシシに関しては、隣接する那珂川町イノシシ肉加工施設へ食肉として搬入されている。搬入されたイノシシは、県の出荷・検査方針に基づき検査を行い、安全が確認された個体のみが出荷されている。なお、加工施設への搬入にあたっては、捕獲の段階から那珂川町イノシシ肉加工処理施設条例施行規則に定められた方法を遵守することとする。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

隣接する那珂川町イノシシ肉加工施設へ搬入し、県の出荷・検査方針に基づき検査を行い、安全が確認された個体のみ食用としての利用を図る。一方、それ以外の捕獲したイノシシ肉は栃木県内全域が出荷制限対象区域に指定されているため、食用としての利用は自粛を要請する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	那須烏山市鳥獣害対策協議会
構成機関の名称	役割
那須南農業協同組合	被害情報の収集
栃木県農業共済組合那須南支所	被害情報の収集
那須南森林組合	被害情報の収集
猟友会南那須支部烏山分会	捕獲の実施者
猟友会南那須支部南那須分会	捕獲の実施者
栃木県塩谷南那須農業振興事務所	関係者への指導
栃木県県北環境森林事務所	関係者への指導
那須烏山市農政課	事務局

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
県北地域鳥獣被害対策連絡会議	県北地域の鳥獣被害対策の情報交換、広域的な被害対策
茨城栃木鳥獣害広域対策協議会	八溝地域の獣害対策の情報交換、広域的な被害対策
県東地域ニホンジカ対策協議会	ニホンジカ生息拡大に係る情報交換

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成30年度鳥獣被害対策実施隊員数53名。
(事務局6名。対象鳥獣捕獲員47名)

- (注) 法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

近年イノシシの市街地への出没が確認されており、イノシシ生息地の正確な把握や、市街地に出没させないための対策の研究が必要である。
また、加盟している茨城栃木鳥獣害広域対策協議会を活用し、広域的な捕獲対策も検討する。

- (注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。